



2024年度觀光学部学生大会

議案書



目次

- P.1 自治会 SNS 紹介
- P.2 学生自治会とは
- P.4 観光学部学生自治会活動方針
- P.5 観光学部独自議案
- P.8 全学合同議案
- P.11 学生自治会規約

各種 SNS で、お役立ち情報発信中！

①LINE 公式アカウント

重要なお知らせはこちらで発信しています。みなさん必ず登録してください！！

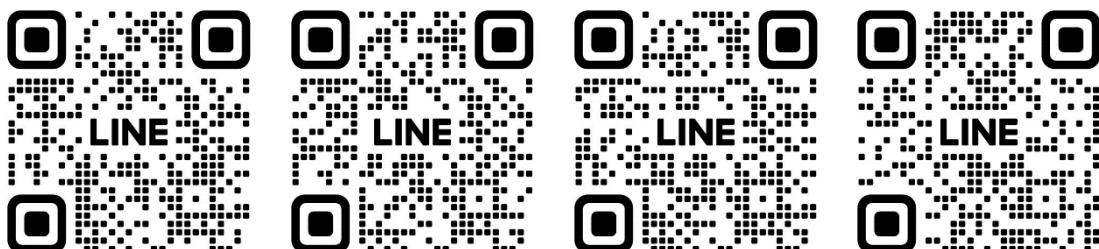
※学年ごとにアカウントが異なります。

15期

16期

17期

18期



②X（旧 Twitter）：su_tourism

『質問箱』を利用して、学生の皆さんのかつとし
た質問にお答えします。もちろん、大学生活につい
てのお知らせなども充実！



③Instagram：wsu_tourism

主にイベントの様子や大学と学生自治会からのお
知らせを発信しています！



■ 学生自治会とは

和歌山大学学生自治会は、和歌山大学の学生全員で組織されている学生団体です。学生が
自らの力で「より楽しく・便利で・有意義な大学生活」を実現していくことを目的として、
活動しています。

皆さんには、大学でやりたいこと・叶えたいことはありますか？

「好きなことをとことん学びたい！」「課外活動で活躍したい！」

「自身のスキルを向上させたい！」「リア充になりたい！」…などなど。

このような「やりたいこと・叶えたいこと」を他人に任せのではなく、みんなで一緒に
解決策を考えたり、他者にはたらきかけたりしながら、充実したキャンパスライフを送るた
めに存在するのが、学生自治会なのです。

■ 全組織協議会とは

和歌山大学をさまざまな視点からより良いものにしていくために、学生自治会には「全組織協議会」と総称される6つの学生代表団体が設置されています。それぞれ有志の学生によって構成されており、和大生であれば誰でも参加することが可能です。

興味がわいたら、まずはTwitterをフォローしてみてね！

・自治委員会 Twitter→@wadai_jitikai Instagram→@wakayama_saikou

学生自治会の中心となる、通称「自治会」です。学生の意見の集約や大学との交渉など、皆さんの充実したキャンパスライフを実現するという「公共の福祉」の精神で、幅広く活動しています。

・大学祭実行委員会 Twitter→@wadaisai Instagram→@wadaisaiunion

「こどもまつり」や「和大祭」、他にも様々なイベントの運営を行なっています。

・生協学生委員会 Twitter→@wucoop_yagi Instagram→@wucoop_yagi

食堂や購買店などを運営する「大学生協」と連携しながら、よりよい大学生活をつくっていくために活動しています。特に、2・3月の新入生向けイベントや「うえるかむ和大」、「PC・IT活用講座」など、新入生の不安を解消する取り組みを、学生が主体となって実施しています。

・新聞会 Instagram→@wakayamau.press

学内や和歌山県下の情報をまとめた『和大新聞』を発行しています。

・体育会

大学公認の体育系クラブで結成されている団体です。会誌『黒潮』を発行しているほか、1回生対象の「フレッシュマン・トレーニング」(7月)やクラブ対抗の「駅伝大会」(11月)など、交流行事を多く執り行っています。

・文化部連合会

大学公認の文化系クラブで結成されている団体です。会誌『桜雪』を発行しています。

W 学生自治会組織図



2024 年度 観光学部学生自治会活動方針

今年度の観光学部学生自治委員会は以下のような方針で活動することを提案します。

○学生と共に歩む存在としての学生自治会を目指して

皆さんは学生自治会にどのようなイメージをお持ちでしょうか。お堅い組織、自分には関係ない、そう思っている方も多いかもしれません。しかし、学生自治会は学生の皆さん全員がその一員なのです。学生自治会は、学生大会をはじめ、学部長交渉や学内清掃、新入生を対象にしたガイダンスの開催など、その活動は多岐に渡ります。これらの活動はどれも、皆さんの学生生活につながる活動だと考えています。今年度の学生自治会では、学生と共に歩む存在を目指し、学生の皆さんのが学生自治会の活動に当事者意識をもっていただけるように努めていきたいと考えております。

学生と共に歩む学生自治会の実現に向けて、今後さらに SNS での情報発信に尽力したいと考えています。現在学生自治会では、公式 LINE、X（旧 Twitter）、Instagram の三つを運用しており、大学の情報発信や、質問箱の運営が主な役割となっています。今一度 SNS の運用方法を見直し、情報発信や質問箱の回答だけでなく、学生自治会の活動を積極的に SNS にて発信していきたいと思っております。

学生自治会が学生と共に歩みを進める存在となり、学生と学生自治会が一丸となって大学生活を送ることができる環境を目指し、活動いたします。

○新三役

委員長 桐田理央（2年）

副委員長 青木太誠（2年）・甲斐朱乃（2年）

会計 橋本幸（1年）

以上

観光学部独自議案

1. LPP の交通費補助と単位認定の制度について

[背景]

1. 交通費補助制度について

LPP の制度に不満を持つ学生の約 6 割が、交通費の補助制度に不満を感じている。規定された補助額の少なさから、実際に経済的な理由で学生の現地における活動が制約され、学修の機会が失われている現状がある。また、現行の制度では、移動距離によって補助の割合が変わることから、制度が理解しづらく、学生間に不平等が生じている現状もある。

2. 単位認定制度について

LPP の制度に不満を持つ学生の約半数が、単位認定制度に不満を感じている。一部のプログラムでは学生個人が活動時間の報告書を作成しているため、不正が起きたり、学生の活動が正当に評価されなかつたりという現状がある。こうしたことから、学生間に不公平が生まれていることは問題である。

[改善案]

1. 交通費補助制度について

制度を理解しやすく、また経済的な理由で現地での活動に制約を受けないようにするため、交通費補助の増額を求める。具体的には、移動距離を問わず、全ての乗車券代を一律で全額支給することを求める。

2. 単位認定制度について

自主申請による単位認定では公平性が保たれないため、成果物等による単位認定や教員による時間管理を求める。

2. 西4号館の設備について

[背景]

1. ウォーターサーバーについて

観光学部棟（西4号館）の教室や多目的スペースに置いてほしいものについて観光学部生にアンケートを行った結果、アンケートに回答した約4割の観光学部生がウォーターサーバーの設置を求めていた。観光学部棟にいると飲み物が欲しいときに外へ行かないといけないということや、熱中症対策として有用であることなどが理由としてあげられた。また、水筒や空いたペットボトルを利用してごみを減らすことができ、SDGsの観点からも良い。

2. クッションについて

観光学部棟の教室やラウンジに置いてほしいものについて観光学部生にアンケートを行った結果、約2割の生徒が西4号館の教室の椅子に新たなクッションの設置を求めていた。また理由として、長時間座るのは痛い、痛くて授業に集中できないという意見が多く見られた。2021年度の学部長交渉の結果によりクッションがつけられたが、年月が経ち機能性が低下している。快適な環境で授業を受けられないのは問題である。

3. コワーキングスペースについて

観光学部棟の教室やラウンジに置いて欲しいものについて観光学部生にアンケートを行ったところ、アンケートに回答した観光学部生の3割以上がコワーキングスペースの設置を求めていることが判明した。また、2階の多目的スペースが混雑していることが多いという意見や、個人で勉強できるような静かな環境が観光学部棟に少ないという意見が見られたこともあり、学生が快適に勉強する環境が整っていないのが現状である。

[改善案]

1. ウォーターサーバーについて

観光学部棟をより便利にするため、ウォーターサーバーの設置を求める。

2. クッションについて

快適な環境で授業を受けるため、新たにクッションの設置を求める。

3. コワーキングスペースについて

学生が個人で勉強する環境をより良いものにするため、コワーキングスペースの設置を求める。

3. スタジオ I・IIの利用方法について

[背景]

観光学部棟ドームシアターの1Fにスタジオが併設されており、スタジオにはレコーディングや動画編集を行うための設備がある。しかし、現在は約8割の観光学部生は施設の存在を知らず、一部の教員の授業や研究でしか活用されていない状況がある。

[改善案]

設備を有効活用し、観光学部生の学びの機会を拡充させるため、施設の概要や利用方法を明確化し、教育サポートシステム等への掲載を通じた周知を求める。

以上

全学議案

1. 規約改正

〔背景〕

サークルが学生自治会の管轄であることが明記されていないにも関わらず、サークル援助金を学生自治会が支払っているのはおかしいと大学からの指摘を受けたため部活動やサークルに関する内容を追記する必要がある。

〔規約草案〕

「和歌山大学学生自治会規約」の第8章（「和歌山大学観光学部学生自治会規約」の第6章）に部活動・サークルに関する内容を追記する。それにともない体育会や文化部連合会の明記などを追加する。その他実態に乗つとった語句の変更を行う。この変更により学生生活への影響を与えることはない。詳しい内容については配布資料「規約改正」参照。

2. 学内の Wi-Fi 問題

〔背景〕

和歌山大学内で使用することができる Wi-Fi (airo) は、学内における研究・教育活動、業務向けの無線 LAN 提供方式である。しかし、この Wi-Fi が研究・教育活動を行う教室で接続することができない、もしくは接続できたとしても非常に微弱で低速であるという事象が発生している。実際に、大学生協アプリを使用することの多い大学会館、学部・学環問わず多くの学生が講義を受ける東1号館、多くの学生が自習や会議に活用している西5号館や各学部生が主に講義を受ける各学部棟において Wi-Fi がつながりにくいといった声が複数寄せられている。

このような現状から、研究・教育活動が常に十分に行われるよう、学内の Wi-Fi の見直しが必要であると考えた。

〔要望〕

学生から Wi-Fi が繋がりにくいという声が多く挙げられているところに優先的に airo-6G のアクセスポイントを設置することを求める。特に現状アクセスポイントが設置されていない教室を優先的に設置することを求める。

また、airo-6G と従来の airo とで人を分散するために、airo-6G の存在を学生に周知することを求める。

3. 履修登録問題

[背景]

和歌山大学では、教育サポートシステムを利用して履修登録を行っている。教育サポートシステムとは、大学生活において必要な情報を管理している Web システムのことである。その教育サポートシステムが履修登録期間にサーバーダウンを起こすという事態が近年起きており、多くの学生が困惑している。また、新入生が履修登録のガイダンスを受けたが分かりにくく実際に履修登録ができているかどうか分からぬという意見が出た。

この事態を受けて、学生によるより効率的かつ容易な履修登録を可能にするため、教育サポートシステムのシステムの見直しが必要であると考えた。

[改善案]

サーバーダウンが起らぬよう、教育サポートシステムの改善を求める。システム自体を改善することが困難なのであれば、なぜ困難なのかについての説明を求める。

また、今後サーバーダウンを起さないために、サーバーの過負荷を防ぐために履修登録の方法を事前に詳しく説明することを求める。たとえば履修登録の手順を示した動画を用いる、ガイダンスで履修登録の手順を説明するなど、実際に履修登録をする際に学生が困らないような対策を求める。

さらに、万が一再びサーバーダウンが起った場合には、履修登録期間の延長をするなどの措置を求める。

以上

和歌山大学観光学部学生自治会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は、「和歌山大学観光学部学生自治会」と称する。
- 第2条 本会は、和歌山大学栄谷キャンパス（和歌山市栄谷 930）構内に所在する。
- 第3条 本会は、学生の自治と総意によって、学生と教職員との調和を図りながら、豊かな学びを追求し、学生生活の安定と向上に努めることを目的とする。
- 第4条 本会は、第3条に掲げる目的を達成するため、次の活動を行う。
- 一、 学問・文化・スポーツ等を通じて行われる全学生の交流と友好と団結
 - 二、 他大学との交流
 - 三、 教職員との協議
 - 四、 その他の目的達成のために必要な諸活動
- 第5条 本会の会員は、和歌山大学観光学部に在籍するすべての学生とする。
- 第6条 本会は、第3条に掲げる目的を達成するために次の機関を設置する。

自治委員会

学生大会

学生投票

第2章 自治委員会

- 第7条 自治委員会は、本会において学生自治を執行するための組織である。
- 第8条 自治委員会は、有志の会員（以下「自治委員」という。）により構成される。
- 第9条 自治委員会の任務は、次の通りである。
- 一、 学生大会を運営する。
 - 二、 学生大会で決定した本会基本方針に従って、本会の活動を統轄する。
 - 三、 本会の会計を管理する。
 - 四、 会員の要望を取り入れ、本会の活動に反映させる。

- 第10条 自治委員会の役員は、次の通りである。

委員長 1名

副委員長 2名以下

会計 2名以下

- 第11条 1 役員は、全会員の選挙によって毎年選出され、任期は次年度の定期学生大会までとする。
- 2 自治委員でない会員が役員に選出された場合、当該会員は自動的に自治委員となる。
- 3 選挙の実施方法については、自治委員会が別に規則で定めるところによる。

- 第12条 役員の任務は、次の通りである。

- 一、 委員長は、本会を代表し自治委員会を統轄する。

二、副委員長は、委員長を補佐するほか、委員長に事故等があった場合にその任務を代行する。

三、会計は、本会の財政運営において責任を負う。

第13条 役員は、次の場合に解任される。

- 一、役員が辞職を願い出て、自治委員会がそれを認めたとき
- 二、役員が休学・退学したとき
- 三、役員が大学を除籍処分となったとき
- 四、自治委員会議において、役員の不信任決議案が可決されたとき
- 五、学生投票において、役員の不信任決議案が可決されたとき

第14条 役員の欠員が生じた場合には、学生投票、学生大会、自治委員会議等によって後任者を選出することができる。任期は、前任者の残任期間である。

第15条 自治委員会は、会議（以下「自治委員会議」という。）を原則として月1回以上開催する。

第16条 自治委員会議は、自治委員会の最高決定機関である。

第17条 自治委員会議では、次のことを行う。

- 一、本会の具体的活動の計画とその執行
- 二、緊急事態の処理
- 三、その他、本会の目的達成に必要な事項の審査

第18条 自治委員会議の議決には、出席者のうち3分の2以上を必要とする。

第19条 自治委員会議では、必要に応じて自治委員でない議題の提案者の参加を認める。
ただし、提案者は議決権をもたない。

第3章 学生大会

第20条 学生大会は、本会の最高議決機関であり、本会の全会員をもって構成する。

第21条 学生大会は、次の2項に分かれる。

- 一、定期学生大会
- 二、臨時学生大会

第22条 定期学生大会は、委員長が年1回前期内に必ず開催する。

第23条 臨時学生大会は、次の場合に開催する。

- 一、委員長が必要と認めたとき
- 二、自治委員の過半数が必要と認めたとき
- 三、会員の3分の1以上が要求したとき

第24条 学生大会では、次の事項について討論できる。

- 一、本会基本方針
- 二、前年度決算報告
- 三、本年度予算案の承認
- 四、規約の改正および廃止

五、会員の要望から自治委員会が必要と認め、作成した議案

六、他団体への加入脱退

七、その他、本規約で指定した事項

第25条 学生大会の成立には、会員の3分の1以上の出席を必要とする。

第26条 1 不成立となった学生大会は、有志大会として扱う。

2 有志大会では、第24条の四を除く各項について討論することができる。

3 有志大会における議決は、次回の学生大会もしくは学生投票による承認を得なければならない。

第27条 1 学生大会を欠席する会員は、事前に委任状を提出しなければならない。

2 委任状を提出した会員は、当該学生大会では出席者として数える。

3 委任状を提出した会員は、当該の学生大会における議決権を放棄したものとする。

第28条 議長は学生大会毎に、会員の中から選出される。

第29条 1 学生大会の議決は、議決権を有する出席者のうち過半数を必要とする。

2 ただし、第24条の四についての議決は、議決権を有する出席者のうち3分の2以上を必要とする。

第30条 学生大会で討論した事項について、大会中の決定が不可能であると議長が認めた場合には、その決定は学生投票に委ねられる。

第4章 学生投票

第31条 学生投票は、次の場合に行う。

一、委員長が必要と認めたとき

二、自治委員の3分の1以上が必要と認めたとき

三、会員の8分の1以上が要求したとき

第32条 学生投票の成立には、会員の過半数の投票を必要とし、投票期間は3日間とする。

第33条 学生投票による決定は、投票数の3分の2以上を必要とし、学生大会の議決と同様の効果を持つ。

第5章 会員の権利と義務

第34条 会員は規約を遵守し、学生自治の目的達成のため積極的に活動する義務を負う。

第35条 会員は、第39条に定める会費を納入する義務を負う。

第36条 会員は、次の権利を有する。

一、本会の運営に参画し、本会の活動で生じる利益を享受する権利

二、役員の選挙権ならびに被選挙権

三、学生大会における発言権・議決権

第37条 会員個人の行動は、本会の妨げとならない限り自由である。

第6章 財政

第38条 本会の財政は、入会金および会費をもって運営される。

第39条 入会金は500円、会費は年額3,500円である。

第40条 1 入会金および会費は、すべての会員が入学時に4年分を一括で納入する。

2 留学生や編入生など在籍予定期間が4年に満たない者は、入学時に在籍年数分の年会費と入会費を一括で納入する。

第41条 1 退学した場合も含めて、納入後の入会金および会費の返金には一切応じない。

2 納入後になんらかの理由で本学に入学しなかった者が、当該年度の9月30日までに自治委員会に申請した場合は、特例として返金を認める。

第42条 本会財政は、学生大会で承認された予算案に基づき、本会および和歌山大学学生自治会の運営費等に割り当てられる。

第43条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第44条 本会の会計に関して、監査人を置く。監査人は、役員および自治委員を除く会員から公募し、1名選出する。

第7章 補則

第45条 1 本規約の第23条の三、第25条、第31条の三、第32条における「会員」とは、1・2・3回生の会員を指すものとする。

2 ただし、4回生の会員による要求・投票・出席を妨げるものではない。

3 4回生の会員による要求・投票・出席があった場合には、1・2・3回生の会員によるものと同様に数えることとする。

第46条 1 本規約の改正および廃止は、学生大会において議決権を有する出席者のうち3分の2以上の承認を得なければならない。

2 誤植の訂正など本規約の趣旨に影響しない範囲での改正は、自治委員会が行うことができる。この場合、自治委員会は速やかに改正内容について全会員に通知しなければならない。

第47条 本会は、学生大会において議決権を有する出席者のうち3分の2以上が承認しない限り、いかなる理由によっても解散できない。

附則

- 第1条 2008年6月25日の学生大会で制定。
- 第2条 2010年6月25日の学生大会で一部改正。
- 第3条 2014年6月25日の学生大会で一部改正。
- 第4条 2018年6月19日の学生大会で一部改正。
- 第5条 2019年6月25日の学生大会で全面改正。ただし、2019年度決算報告は2019年学生大会後から2020年3月31日までとする。
- 第6条 2022年7月5日の学生大会で全面改正。ただし、2022年度の役員は、「委員長」、「副委員長」、「書記長」とする。

以上